

令和3年7月1日からの大雨による災害により被災した
小規模企業共済契約者を対象とする「災害時貸付」の実施について

令和3年7月8日
独立行政法人
中小企業基盤整備機構

令和3年7月1日からの大雨による災害は小規模企業者に対して大きな被害をもたらしました。
中小機構では、災害の影響を受けた小規模企業共済契約者(以下「共済契約者」という。)を対象として、
経営の安定を図るために必要な事業資金の貸付を令和3年7月3日から実施します。

貸付対象者

一般貸付の貸付資格を有する共済契約者で、「令和3年7月1日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用区域」に事業所(共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業所、共済契約者が会社等の役員であるときはその会社等の事業所)を有し、かつ当該災害の影響により次の(1)又は(2)の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会から受けたもの。

- (1)被災地区域内にある事業所又は主要な事業用資産(共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業用資産、共済契約者が会社等の役員であるときはその会社等の事業用資産)について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これに準ずる被害を受けていること。
- (2)当該災害の影響を受けた後、原則として1か月間の売上高(共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の売上高、共済契約者が会社等の役員であるときはその会社等の売上高)が前年同月に比して減少することが見込まれること。

貸付額

次の(1)と(2)とのいずれか少ない額から傷病災害時貸付金のうち償還されていないものの額を控除した額の範囲内であって50万円以上で5万円の倍数となる額。

ただし、傷病災害時貸付金以外の契約者貸付金を受けている共済契約者が傷病災害時貸付金を受ける場合は(1)により算定して得た額の合計額と2,000万円とのいずれか少ない額から契約者貸付金のうち償還されていないものの合計額を控除した額と(2)の額から傷病災害時貸付金のうち償還されていないものの額を控除した額とのいずれか少ない額の範囲内であって50万円以上で5万円の倍数となる額。

- (1)令和2年4月末日における掛金納付済額(前納掛金を除く)にその納付期間に応じて、次の各号に掲げる割合を合算して得た割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額

- ① 次表の左欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付済月数に応じ同表の右欄に掲げる割合に、その掛金区分に係る掛金納付済月数から平成16年3月における掛金納付済月数を減じて得た月数をその掛金区分に係る掛金納付済月数で除して得た率を乗じて得た割合(表①)

1月以上 132月未満	100分の70
132月以上 174月未満	100分の75
174月以上 222月未満	100分の80
222月以上 318月未満	100分の85
318月以上	100分の90

- ② 次表の左欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付済月数に応じ同表の右欄に掲げる割合に、その掛金区分に係る平成12年4月から平成16年3月までの掛金納付済月数をその掛金区分に係る掛金納付済月数で除して得た率を乗じて得た割合(表②)

1月以上 132月未満	100分の70
132月以上 174月未満	100分の75

174 月以上 222 月未満	100 分の 80
222 月以上 270 月未満	100 分の 85
270 月以上	100 分の 90

- ③ 次表の左欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付済月数に応じ同表の右欄に掲げる割合に、その掛金区分に係る平成 8 年 4 月から平成 12 年 3 月までの掛金納付済月数をその掛金区分に係る掛金納付済月数で除して得た率を乗じて得た割合（表③）

1 月以上 90 月未満	100 分の 70
90 月以上 120 月未満	100 分の 75
120 月以上 150 月未満	100 分の 80
150 月以上 180 月未満	100 分の 85
180 月以上	100 分の 90

- ④ 次表の左欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付済月数に応じ同表の右欄に掲げる割合に、その掛金区分に係る平成 8 年 3 月における掛金納付済月数をその掛金区分に係る掛金納付済月数で除して得た率を乗じて得た割合。（表④）

1 月以上 36 月未満	100 分の 70
36 月以上 120 月未満	100 分の 80
120 月以上	100 分の 90

- (2) 1,000 万円(小規模企業共済契約者(共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主、会社等の役員であるときはその会社等)の前年度の確定申告書に添付した決算書に記載された流動負債の額から当座資産の額を控除した額とその決算書に記載された前 1 年間に支出した給与、賃金、その他経費の 2 分の 1 の額との合計額が 1,000 万円を超えるときは、その合計額)

資金用途 借入人(共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主、会社等の役員であるときはその会社等)の事業に必要な資金

利率 年 0.9%(金利情勢により変更することがあります。)

貸付期間 3 年(500 万円まで)、5 年(505 万円超)

償還方法 元金均等割賦返済(6 ヶ月ごと)

利息支払方法 貸付時及び貸付時から 6 ヶ月ごとに 6 ヶ月前払

担保・保証人 不要

貸付窓口 商工組合中央金庫の本支店

取扱期間 災害の発生した日から 6 ヶ月以内